

平成30年度 益田市公営企業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成30年度益田市水道事業会計決算及び益田市農業集落排水事業、益田市公共下水道事業、益田市益田駅前地区市街地再開発事業、益田市土地区画整理事業各特別会計決算（以下「平成30年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条で定める資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を、審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和元年8月28日から令和元年8月30日まで

第3 審査の概要

審査に付された平成30年度決算に係る資金不足比率が、関係法令に準拠し、適正に算定されているかどうかを主眼として、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類等を照合し計数の確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記の平成30年度決算に係る資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

(単位：%)

会計名	比率名	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準
益田市水道事業会計	資金不足比率	—	—	20.0
益田市農業集落排水事業特別会計		—	—	
益田市公共下水道事業特別会計		—	—	
益田市益田駅前地区市街地再開発事業特別会計		—	—	
益田市土地区画整理事業特別会計		—	—	

(注)「—」の表示は、資金不足額が発生していないことを示す。

2 個別意見

法適用の水道事業会計、法非適用の農業集落排水事業、公共下水道事業、益田駅前地区市街地再開発事業、土地区画整理事業各特別会計ともに、実質的な資金不足額は発生していない。

経営健全化基準の20.0%と比較すると、適切な範囲で財政運営が行われていると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。